

第5章 活用

文化財の活用とは、当該地域に関わる人々がその本質的価値を享受し、それを現代に活かすことであるといえる。また、その価値を顕在化するとともに、潜在する価値を引き出し、そのことが地域社会を活性化させることにもつながることが求められている。

このため、文化財としての観点からは、名勝円山公園を適切に保全することを通じて本質的価値を顕在化させるとともに、再整備（修復）などを通じて潜在する価値を引き出すことが求められる。また、都市公園としての観点からは、市民の憩いの場として、さらに本市有数の観光地として、様々な年代の来訪者がそれぞれの楽しみを発見し、有意義な時間を過ごすことができる「四時遊覧の地」としての活用が求められる。加えて、都市の中心部に位置する円山公園の立地からは、環境機能、防災機能などの維持・向上を図ることも必要とされる。

また、名勝円山公園は、平成28年（2016）に開園130周年の節目の年を迎えるとともに、平成32年（2020）には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることで、国内外からの来訪者を迎え入れる機会が到来する。

以上の背景を踏まえて、市民をはじめ、国内外からの来訪者が円山公園の魅力を十分に享受できるように、一層の活用を図るための取組を進める。

第1節 活用の基本的考え方

名勝円山公園の本質的価値の保存管理を前提に、下記に示す基本的な考え方によってその活用を図るものとする。

（1）四季折々に集う場としての活用

名勝円山公園及び周辺地域では、春の花見、秋の紅葉狩りなどの四季の風景を楽しむ利用、夏の音楽堂のコンサート、祇園商店街振興組合による市民の森を活用した呈茶席など文化的な行事を楽しむ利用など、これまでも四季折々に多くの市民や観光客が集う場となっていた。

今後も、円山公園らしい風致景観の場を舞台として、市民、事業者、関係者が協力しながら、人々が自由に遊覧し、集うことが可能となるよう、保存・管理・補修を含めて、ソフト事業も展開しながら、名勝としてのマネジメントを進める。

（2）八坂の歴史を味わう場としての活用

名勝円山公園は、八坂の一角として、実業家村井吉兵衛の迎賓館であった長楽館など、明治期に建てられた魅力ある施設とも隣接しており、国内外から訪れる来訪者が、近代京都の歴史を体感できる場としての可能性を有している。また、円山公園は太政官布告公園として開設され、明治23年（1890）から明治38年（1905）にかけて行われた第一次拡張に伴う公園整備においても琵琶湖疏水を利用するなど、明治期に公園としての魅力を高めた歴史を有している。

このため、来訪者が、円山公園の歴史や文化、本質的価値を、風趣ある空間のなかで楽しく学ぶことを通じて、明治以降、京都市の発展の象徴として名所地の保存が進められた歴史を体感で

きるよう、施設整備や周辺地域とも連携したソフト施策の展開など、活用に向けた多様な手法の検討によって、一層の活用を進める。

（３）便益施設との連携による京文化に触れる場としての活用

名勝円山公園内には、日本文化の特徴としてユネスコ無形文化遺産に指定された「和食」を楽しむことができる料亭などが立地している。特に、和食は「自然の美しさや季節の移ろいの表現」つまり、「食事の場で、自然の美しさや四季の移ろいを表現すること」も特徴のひとつととらえられており、まさに名勝円山公園における自然の美しさや四季の移ろいと調和する日本を代表する文化であるといえる。

また、名勝円山公園には茶会などの京文化に触れることができる便益施設も立地している。

このため、公園内に立地する各種便益施設との連携により、京文化を楽しむ場としての名勝円山公園の魅力の発信と便益施設の適正な場づくりを進めていく。

（４）魅力づくりに市民が関わる場としての活用

都市公園円山公園は、本市の中心市街地に位置し、日常的には休憩や散策などの利用を通じて豊かな地域づくりに寄与するとともに、非常時には広域避難場所としても位置付けられている都市公園であり、市民にとってもなじみ深い空間である。

これまでも「東山花灯路」など市民や企業の関わる取組が継続しており、新たな賑わいが創出されている。

このため、都市公園円山公園及び周辺地域も含めて、安全な憩いの場としての利用を推進するとともに、その魅力を最大限発揮できることが可能となるように、市民協働の取組を推進する。

以上の４つの基本的な考え方をもとに、名勝円山公園の本質的価値である「四時遊覧の地」としての魅力発信と活用の推進を進めるものとする。

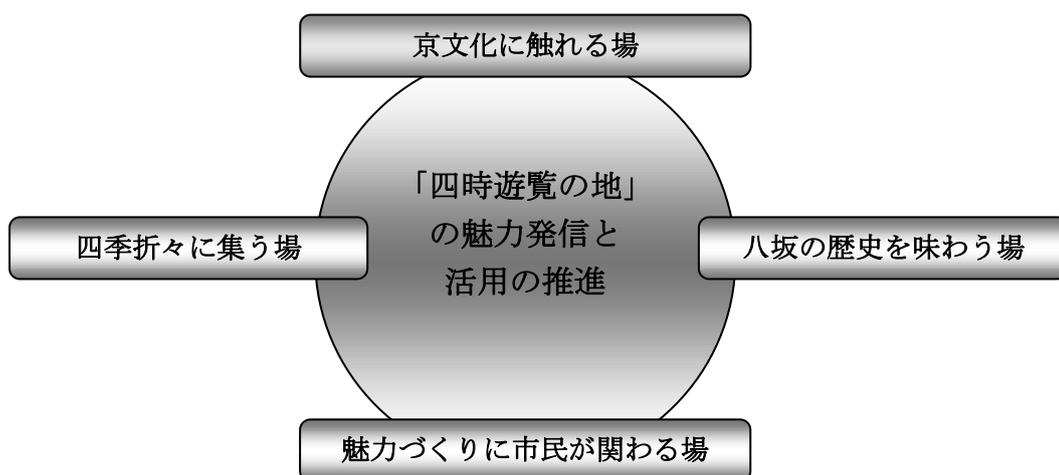


図 49 本質的価値を踏まえた活用の基本的考え方

第2節 活用の進め方

名勝円山公園の活用の基本的な考え方を踏まえ、文化財としての活用を推進するためには、関係者の協議・調整や活用プログラムの企画、周辺地域との活用ネットワークが重要となる。さらにPDCAサイクルも勘案しながら取組の検証も必要とされる。

このため、次の諸点に留意しながら活用を進めるものとする。

(1) 協議・調整の実施

国指定名勝であり、都市公園である名勝円山公園は、国、京都府、市及び名勝区域内の寺社や便益施設管理者、さらには背景となる森林管理者など多くの関係者が関わっている。

それぞれの役割を踏まえ、文化財としての名勝円山公園の本質的価値を高めるよう、適切な協議・調整を実施していくものとする。

(2) 活用プログラムの企画開発

名勝円山公園では、市民の森や音楽堂あるいは便益施設において、多様なプログラムが企画・実施されている。今後も名勝円山公園の本質的価値や社会経済状況、維持管理の財源などに配慮しつつ、その活用を推進するために、市民ボランティアによるミニツアー、庭園文化を身近に体験できるようなイベント等、新たな活用プログラムを関係者との協働で企画し、活用の推進に努めるものとする。

(3) 周辺地域との活用ネットワークの構築

名勝円山公園の周辺地域では、祇園四条地区のまちづくり構想のなかで、「日本の美意識と出会えるまち」、「清々しき参道」の実現にむけ、まちづくりの方針を掲げている。さらに円山公園から清水寺までの東山観光散策道路を守る会の活動や東山を縦断する高台寺国有林の散策路の整備などが展開している。

このため、こうした周辺地域における活用の取組と連携するため、特に国外からの観光活用の視点から、ミシュランなど海外旅行ガイドブックへの掲載誘導、多言語リーフレットの作成、ホームページの充実等、周辺地域と一体となった活用ネットワークの構築を検討する。その上で、公園内の活用をより推進するため、SNS等を活用したタイムリーな情報発信、歴史的な成り立ちを紹介できる小冊子の作成など、一層の魅力発信に努める。

(4) 検証による取組の推進

円山公園は、出入りが自由な空間であり、現状では知恩院から高台寺方面への南北軸の利用が多いと想定されている。また、徒歩利用者と乗用車利用の割合についても現状では把握されていない。今後の活用に関する取組を効果的に推進するためには、取組の検証が不可欠である。

このため、保存管理及び公開活用施設の再整備（修復）の裏付けとなる利用者の意向調査や利用実態調査を、必要に応じて実施することを検討する。また、活用に取り組む関係者の意向等も把握したうえで、よりよい取組の推進を図るものとする。